いきいきふっつ障害者プラン 第3期障害福祉計画 (平成24年度~平成26年度)

平成 24年3月 富津市

ごあいさつ

本市では、平成21年3月に「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を基本理念に掲げたいきいきふっつ障害者プラン第2次基本計画を策定してから3年が経過しました。

この間、基本理念の達成に向けて障害者自立支援法に 基づく第2期障害福祉計画により、必要なサービス量の 確保とサービス見込み量の数値目標を定めて各種事業を 実施してまいりました。

本計画は、第2期障害福祉計画が平成23年3月末を もって終了することから、これまでの実績、障がい者を 対象とするアンケート調査や事業者に対する意向調査等 を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3か年



障がい者を取り巻く環境は、平成24年4月に改正される障害者自立支援法及び児 童福祉法や平成25年度に施行が予定されている障害者総合支援法(仮称)により、 大きく変化しております。

本計画の推進にあたりましては、これらの社会情勢や障がい者及び家族等のニーズを的確に把握し、必要に応じた事業量の検討を行い施策全般の充実に取り組んでまいります。

今後はこの計画を市の障がい者支援の指針として、地域で安心して暮らせるまちづくりを市民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

結びになりましたが、この計画の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、貴重な審議をいただきました富津市障害者自立支援協議会委員の方々並びに関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

富津市長 佐久間 清 治



目 次

第	§ 1	章	計i	画	策员	Ēσ.)根	援	Ę.		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1
			一画																																				2
	2		画																																				3
	3	言	画	かり	期間	引•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	4
	4	計	一画	策	定ℓ)体	7年	닐	1大		去	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	5
<u>第</u>	5 2 :	章	障:	かい	ハネ	首を	- 取	ر ا)差	<u></u>	(犬	況	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	7
	_	17-1	÷ 200		-t•∕	c .l.e	÷ 6-6		. ⊸ ,	- 1.	- ما	I~	121																										
	1		がい																																				8
			害																																				9
			が																																				10
	4	削	重が1	/ \ >	首を	と取	又り	2	₹ <	、 北	犬衫	兄	カゝ	6	0)) 諺	 長是	且	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	21
<u>第</u>	3	章	Γ	嫜,	がし	陥	副祖	٤t	-	- t	<u>"</u>	ス	J	<u>ග</u>	人]窄	F	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	23
	1		害																																				24
	2	隨	重が1	/\ [†]	富名	止サ	- ـ	- Ł	゛フ	< 0	り	既	要	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	25
	3	隨	重が1	/\ [†]	富礼	止サ	- ب	- Ł	゛フ	< 0	つá	洽	付	実	緑	į	<i>- !</i>	71	後	0	見	.辽	J	ナ	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	26
	4	坩	地域/	生剂	舌才	支援	爭	業	ۥ		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	37
<u>第</u>	5 4:	章	地	或 <u></u>	生活	5移	多行	了 等	ξ σ.) †	<u>-</u> 2	め	<u>ا</u> ت	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	47
	1	封	也域	生	活和	多行	亍领	争0	D7	5 ک	め	の	平	力	文 2	26	年	三月	吏	に	向	け	た	_ []7	漂	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		48
<u>第</u>	5	章	制	变(<u> カ</u> P	9浬	すな	迢	宦堂	\$ 0	D 7	t <u>-</u>	め	1=	· •	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	51
	_	,1			f.l	= /1	Les	L		.																													
			- <u>-</u>																																				52
	2	総	合約	的	なさ	ナー	- Ł	゛フ	く訪		色	坟	V.	計	-迪	排	ÉŹ	医 1	体	制	(0)	確	Ĕ]	1.	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	5 3
<u>資</u>	Ž	料	絠	į ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• •	•	•	•	•	•	•		•	58
	資	料	1	計	画领	変え	営0	つ糸	圣记	田	•		•			•	•		•	•	•		•		•			•				•			•				56
			2																																				



第1章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

富津市では、平成12年3月に「ふれあいふっつ障害者プラン」を策定し、これに基づき、障がい者が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会をめざした障がい福祉施策に取り組んで来ました。また、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき、平成21年3月に「いきいきふっつ障害者プラン」(第2期障害福祉計画を含む)を策定し、新体系サービスに取り組んできたところです。

障がい者を取り巻く環境は、近年の障がい者数の増加や、障がいの重度化・重複化と併せ、本人や家族をはじめとする介助・支援者の高齢化が進んでいます。また、障がい者の意識も大きく変わり、積極的な社会参加のもと、地域の中で自立した生活を送りたいという願いはますます強まっています。

さらに、障害者自立支援法が施行されて5年が経過する中にあって、利用者負担の問題やサービス提供事業者の収益の低下、人材不足の慢性化等、制度上の問題が発生してきたことから、国において平成25年度施行予定の「障害者総合支援法(仮称)」への移行を目指した検討が開始され、更に平成22年12月にはそれまでの"つなぎ法"として、障害者自立支援法が改正され、利用者負担の見直し、新たな事業や発達障がいの法的位置付け等が行われました。

こうした障がい者をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「いきいきふっつ障害者プラン」の進捗状況を踏まえ、本市におけるこれからの障がい福祉施策目標や具体的な取り組みを明らかにしていくため、第3期障害福祉計画を策定するものです。

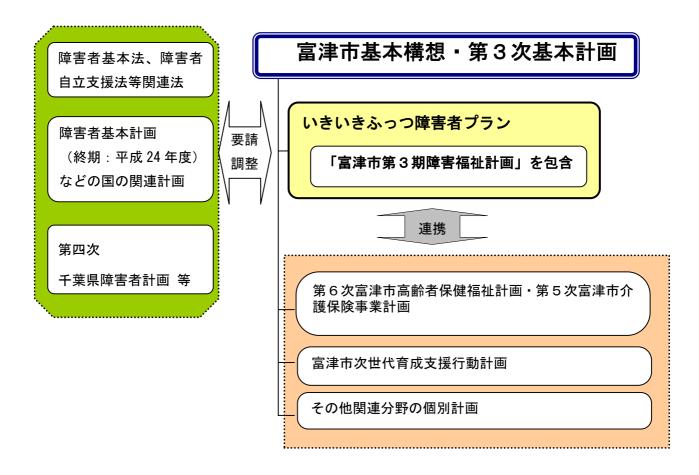


2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、富津市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について策定するものです。また、平成20年度に策定された障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」の一部として策定した「第2期障害福祉計画」の改定版でもあります。

同時に、国の「障害者基本計画」や千葉県の「第四次千葉県障害者計画」の内容を 十分に踏まえながら、「富津市基本構想」及び「第3次基本計画」の具体的な部門別 計画として位置づけ、「第6次富津市高齢者保健福祉計画・第5次富津市介護保険事 業計画」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

【図表 1 計画の位置づけ】

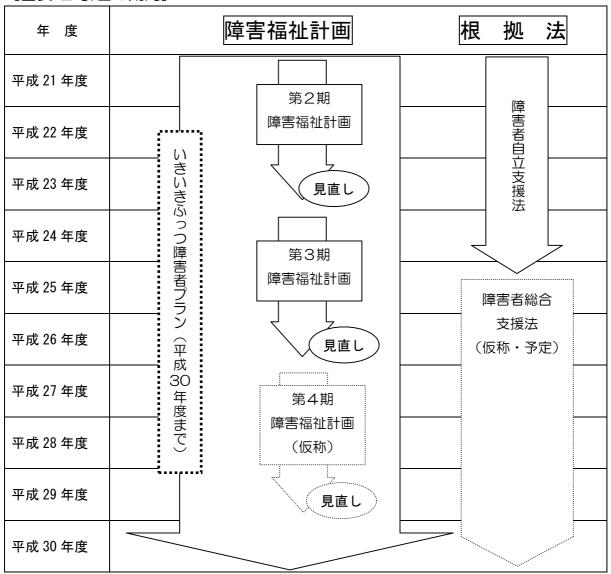




3 計画の期間

この計画は、長期的な展望に立った障がい者施策の方針となる「いきいきふっつ障害者プラン」(計画期間:平成21年度~平成30年度)の中に含まれている「第3期障害福祉計画」に相当する部分です。期間については、障害者自立支援法の定めに準じ、平成24年度から平成26年度までの3か年計画とし、平成26年度には第4期計画としての見直しが行われる予定ですが、障害者総合支援法(仮称)が今後実施される場合は、計画期間中に計画を見直す可能性があり、今後も引き続き、障がい者関連法制度の動向に注視し、的確かつ柔軟に対応できるよう必要な見直しを行います。

【図表 2 計画の期間】





4 計画策定の体制と方法

この計画の策定にあたっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、 障がい者やその家族をはじめ、広く市民各層の意見反映に努めるため、以下のような 市民参画の手法を取り入れました。

(1) 検討組織

- ①「第3期障害福祉計画策定委員会(富津市障害者自立支援協議会)」による検討 障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などから なる「第3期障害福祉計画策定委員会(富津市障害者自立支援協議会)」におい て審議しました。
- ②「いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会」(庁内)による検討 庁内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふっつ障害福祉プラン検 討委員会」を設置し、施策の調整、計画案の検討を行いました。

(2) 市民参画による検討手法

① 障がい者に対する実態調査の実施

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、 障がいのある市民を対象としてアンケート調査を実施しました。(詳しくは 7 ページから)

② パブリックコメント

市民より意見を広く公募するため、計画の素案がまとまった段階においてパブリックコメントを実施しました。



第2章 障がい者を取り巻く状況



第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者手帳等の所持者数

【図表 3 障がい者手帳等の内訳】

手帳と内訳(人数:人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者手帳所持者	1, 824	1, 866	1, 902
視覚障害	134	135	142
聴覚・平衡機能	171	176	179
音声・言語・そしゃく	29	27	18
肢体不自由	955	976	1, 017
心臓	291	294	295
呼吸器	19	17	20
じん臓	154	160	153
ぼうこう・直腸	68	76	72
小腸	1	1	1
免疫	2	2	3
肝臓	0	2	2
療育手帳所持者	345	362	375
精神保健福祉手帳所持者	164	166	194
自立支援医療受給者証所持者	531	562	580
合計	2, 864	2, 956	3, 051

[※]値は各年10月1日時点での人数

① 身体障害者手帳所持者数の推移

平成 21 年度に身体障害者手帳を所持していた人は 1,824 人で、平成 23 年度には 1,902 人へと増加しています。市の人口が減少傾向にある中、増加の傾向は特徴的で あり、障がい者の高齢化、また、高齢者による障がいの発生というケースが主な要因 であると考えられます。平成23年度の身体障がい者の障がい別状況の推移をみると、 肢体不自由による手帳の所持者が 1,017 人と、全体でもっとも多くなっています。

② 療育手帳所持者数の推移

平成 21 年度に療育手帳を所持していた人は 345 人で、平成 23 年度には 375 人と増加の傾向が見られます。

③ 精神保健福祉手帳所持者数・自立支援医療受給者証所持者の推移

平成 21 年度に精神保健福祉手帳を所持していた人は 164 人ですが、平成 23 年度には 194 人と増加の傾向が見られます。近年精神障がいに対しての理解が進んでいることから、今後も増加することが予想されます。また、自立支援医療受給者証についても平成 21 年度に比べ平成 23 年度では 49 人の増加が見られ、こちらも今後増加することが予想されます。



2 障害者自立支援法等法施策の動向

平成 18 年 4 月には障害者自立支援法が施行され、「障がい種別を越えた障がい福祉サービスの一元化」、「市町村が実施主体」、「利用者負担の原則と国の財政責任の明確化」、「就労支援の強化」、「手続き・基準の透明化・明確化」等を柱とする新たな仕組みが導入されました。また、市では障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する3 か年ごとの計画(市町村障害福祉計画)を策定することが法的に義務づけられました。

しかし、施行以降、応益負担の考え方に基づく原則 1 割の利用者負担、報酬単価引き下げに伴う事業者の収益の低下、慢性化する人材不足、さらには旧来の支援費制度からの急速な制度改正に伴う対応の混乱等、多くの問題が指摘されました。

これらの問題を受け、国においては平成25年4月を目途に現行の障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合支援法(仮称)」の施行に向け、内閣府の障がい者制度改革推進会議で現在議論が進められています。また、「障害者総合支援法(仮称)」までの"つなぎ法"として、平成22年12月に障害者自立支援法が改正されました。この改正では、それまで利用したサービスに基づいて利用料を負担する応益負担から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へ負担の方法を変えることとしたほか、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害、学習障害などを含む発達障がい者がサービスを受けられる対象として新たに含まれるなどの改正が行われました。

第3期計画の策定にあたってはその前提として、国における障害者自立支援法の改正を踏まえ、来るべき障害者総合支援法(仮称)の制定以降も、安心して地域に住む障がい者が自立して地域で暮らせるよう、国・県との連携に基づいた施策推進に十分留意し総合的に取り組んでいく必要があります。



障がい者に対する実態調査から 3

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障が いのある市民を対象としてアンケート調査を実施しました。

■ 障がい福祉に関するアンケート調査の実施概要

(1) 調査対象者

身体障害者手帳所持者 ………………………………………………………………1,050 人

·療育手帳所持者 300 人

· 精神障害者保健福祉手帳所持者

•自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者 150 人

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

平成23年9月1日~9月22日

(4) 回収結果

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者等	計
対象者数(人)	1, 050	300	150	1, 500
回答者数(人)	534	151	71	756
回答率(%)	50. 9	50. 3	47. 3	50. 4

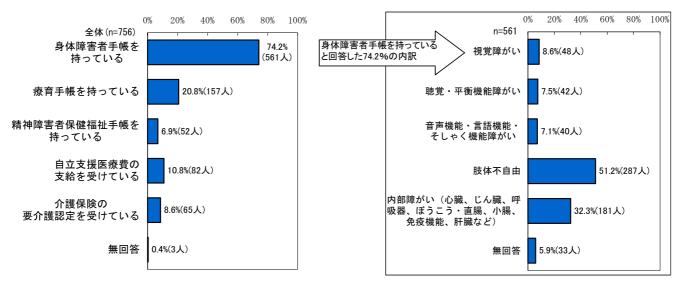
※ 以下、アンケート結果から主なものを抜粋します。なお、アンケート結果の全体 は市ホームページでご覧いただけます。



① 手帳の所持と身体障がいの様子

問5 以下の中で、あなたにあてはまるもの全部に〇をつけてください。

問5-2 〈問5で「身体障害者手帳を持っている」を回答した方におたずねします。〉どのような障がいがありますか。(あてはまるもの全部に〇をつけてください)



手帳の所持については、「身体障害者手帳を持っている」人が74.2%、「療育手帳を持っている」人が20.8%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」人は6.9%、「自立支援医療費の支給を受けている」人は10.8%となっています。身体障害者手帳を持っている人に障がいの内訳をたずねたところ、「肢体不自由」(51.2%)が半数を超えてもっとも多くなっています。



② 障がい福祉サービスの利用の様子

問7 富津市では、以下のような障がい福祉サービスを提供していますが、それぞれの利用の様子についてあてはまるもの1つにOをつけてください。

全体 (n=756)	満足している、利用していて、	不満がある利用しているが、	利用していない	利用していない必要がないので	か、よく分からないどういうサービス	無回答
(1)居宅介護	5. 2	0. 9	1. 7	42. 5	8. 5	41. 3
(2)重度訪問介護	0. 5	0. 1	0.8	43. 4	8. 1	47. 1
(3)行動援護	0.8	0. 4	1. 9	38. 8	11.0	47. 2
(4)重度障害者等包括支援	1. 5	0. 3	0. 7	38. 9	12. 2	46. 6
(5)短期入所	2. 8	0. 7	3. 3	40. 1	7. 3	45. 9
(6)生活介護	4. 6	1. 2	2. 4	38. 0	8. 2	45. 6
(7)療養介護	0. 5	0. 7	0.8	41. 3	9. 7	47. 1
(8)自立訓練	1. 9	1. 3	3. 2	37. 4	9. 5	46. 7
(9)就労移行支援	0. 9	0.8	2. 4	37. 3	11.6	47. 0
(10) 就労継続支援	0. 9	0. 5	1. 7	37. 7	11.6	47. 5
(11) 児童デイサービス	1. 9	0.8	0. 5	41. 1	7. 8	47. 9
(12) 共同生活援助	0.8	0. 3	0. 5	39. 7	10. 4	48. 3
(13) 共同生活介護	2. 1	0. 4	0. 3	39. 4	10. 1	47. 8
(14) 施設入所支援	2. 9	0. 4	1. 6	38. 2	9. 9	47. 0
(15) 相談支援事業	1. 2	0. 5	3. 6	34. 5	12. 4	47. 8
(16) 地域活動支援センター	2. 6	0.8	2. 8	32. 9	14. 2	46. 7
(17) 移動支援	3. 4	0. 4	3. 6	34. 1	12. 3	46. 2
(18) 日常生活用具給付	4. 1	2. 0	2. 4	35. 1	11. 1	45. 4
(19) 日中一時支援	4. 2	0. 5	2. 6	36. 8	10. 4	45. 4

● 利用度について

「利用していて、満足している」、「利用しているが、不満がある」を合わせた『利用している』人の割合は、「居宅介護」と「日常生活用具給付」がそれぞれ 6.1%でもっとも多く、次いで、「生活介護」(5.8%)、「日中一時支援」(4.7%) などとなっています。



● 満足度について

	サービス名	満足度※
(17)	移動支援	89. 7%
(19)	日中一時支援	88. 9%
(14)	施設入所支援	88. 0%
(1)	居宅介護	84. 8%
(4)	重度障害者等包括支援	84. 6%
(13)	共同生活介護	84. 2%
(5)	短期入所	80. 8%
(2)	重度訪問介護	80.0%
(6)	生活介護	79. 5%
(16)	地域活動支援センター	76. 9%

サービス名	満足度※
(12) 共同生活援助	75. 0%
(11)児童デイサービス	70.0%
(15) 相談支援事業	69. 2%
(18) 日常生活用具給付	67. 4%
(3)行動援護	66. 7%
(10) 就労継続支援	63.6%
(8)自立訓練	58. 3%
(9)就労移行支援	53.8%
(7)療養介護	44. 4%

※満足度は「利用していて、満足している」、「利用しているが、不満がある」を合わせた『利用している』人のうち、「利用していて、満足している」人の割合。

『利用している』人のうち、「利用していて、満足している」人の割合では「移動支援」(89.7%)がもっとも高く、19 サービスのうち 8 サービスで 8 割以上の人が満足していると回答しています。一方、「療養介護」では 44.4%と半数を下回っており、他にも「就労移行支援」(53.8%)、「自立訓練」(58.3%)などの満足度が高くありません。

● 潜在的なニーズについて

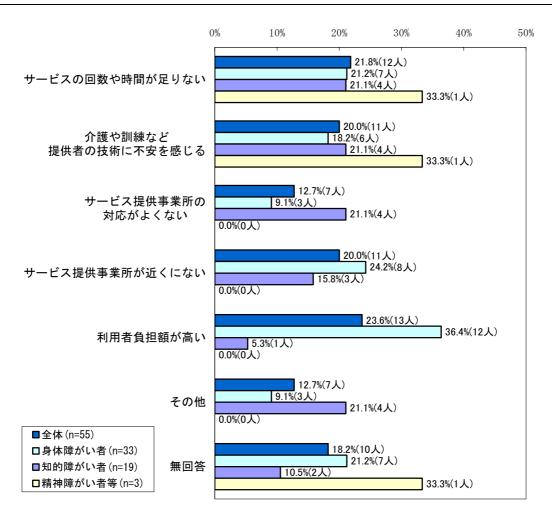
「利用したいが、利用していない」という潜在的なニーズについては、「相談支援事業」と「移動支援」が3.6%でもっとも高く、次いで「短期入所」(3.3%)、「自立訓練」(3.2%)が3%台で高い意向を示しています。

● サービスの認知度について

すべてのサービスについて「どういうサービスか、よく分からない」との回答が 7% ~14%の割合で見られました。無回答層の多さとあわせ、サービスの認知度はまだ十分ではないことがうかがえます。



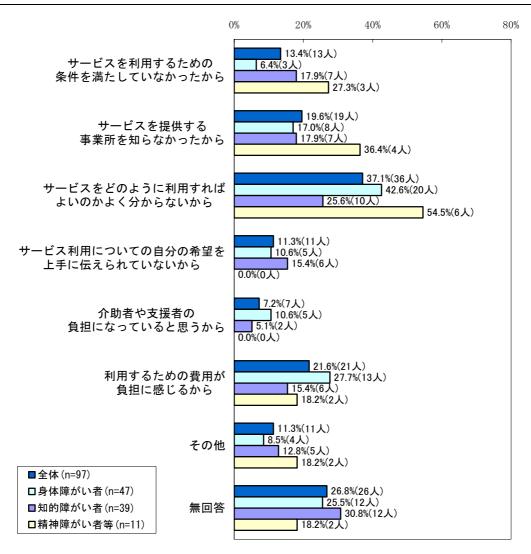
問7-2 〈問7で「2 利用しているが、不満がある」と回答した方におたずねします。〉その理由を次の中から選んでください。(あてはまるもの全部に〇をつけてください)



「利用しているが、不満がある」人にその理由についてたずねたところ、全体では「利用者負担額が高い」との回答が23.6%ともっとも多くなっていますが、「サービスの回数や時間が足りない」(21.8%)、「介護や訓練など提供者の技術に不安を感じる」(20.0%)、「サービス事業者が近くにない」(20.0%)などの選択肢で2割台の回答となっています。障がい種別では、身体障がい者で「利用者負担額が高い」との回答が36.4%と高くなっています。



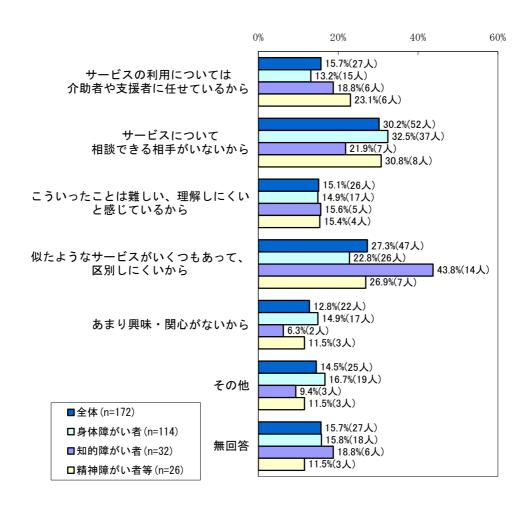
問7-3 〈問7で「3 利用したいが利用していない」と回答した方におたずねします。〉その理由を次の中から選んでください。(あてはまるもの全部に〇をつけてください)



「利用したいが利用していない」人にその理由をたずねたところ、全体では「サービスをどのように利用すればよいのかよく分からないから」が37.1%でもっとも多くなっています。中でも、回答者数は少ないですが、精神障がい者等ではこの選択肢について54.5%と半数以上の回答となっています。



問7-4〈問7で「5 どういうサービスかよく分からない」と回答した方におたずねします。〉その理由を次の中から選んでください。(あてはまるもの全部に〇をつけてください)

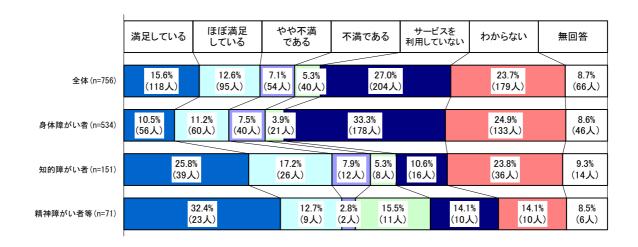


「どういうサービスかよく分からない」人にその理由をたずねたところ、全体では「サービスについて相談できる相手がいないから」が30.2%でもっとも多くなっています。障がい種別では知的障がい者で、「似たようなサービスがいくつもあって区別しにくいから」との回答が43.8%と高くなっています。



③ 自己負担額の満足度

問8 自立支援事業及び地域生活支援事業に係るサービス利用の自己負担額について満足していますか。(1つにOをつけてください)



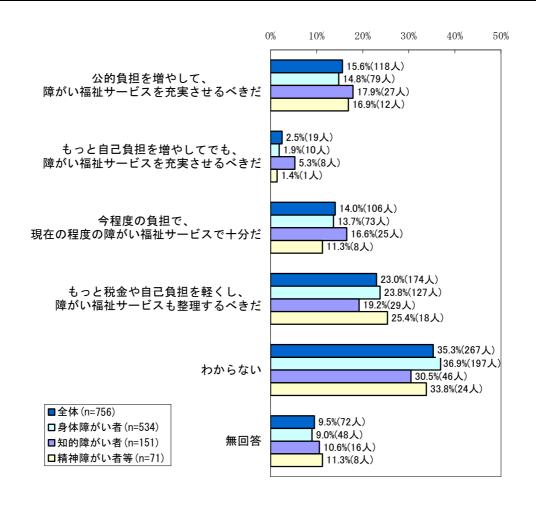
サービス利用の自己負担額の満足度については、全体では「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足』の回答は28.2%、「やや不満である」、「不満である」を合わせた『不満』の回答は12.4%となっています。

『満足』、『不満』を合わせた人のうち『満足』の占める割合は、全体で 69.4%、身体障がい者は 65.5%、知的障がい者は 76.5%、精神障がい者等は 71.1%となっています。



④ サービスと自己負担のバランス

問9 あなたは、障がい福祉のサービスと自己負担のバランスについてどうお考えですか。(もっとも近い考えに1つ〇をつけてください)

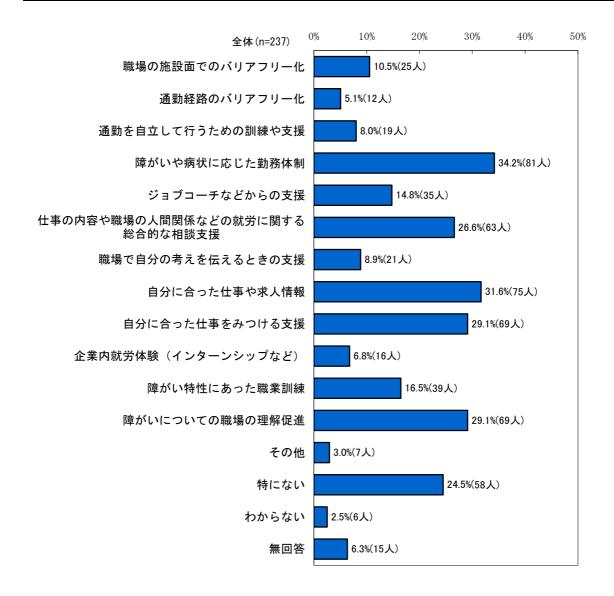


障がい福祉のサービスと自己負担のバランスについては、すべての障がい種別で「わからない」との回答がもっとも多くなっていますが、それ以外の選択肢では「もっと税金や自己負担を軽くし、障がい福祉サービスも整理するべきだ」との回答が全体の23.0%、各障がい種別でもそれぞれ2番目に多い回答となっていることが分かります。



⑤ 就労について

問 14-2 〈現在一般就労をしている方、または一般就労を希望する方におたずねします。〉あなた自身が一般就労するため、または一般就労を続けていくために必要だと思うことは何ですか。(あてはまるもの全部に〇をつけてください)

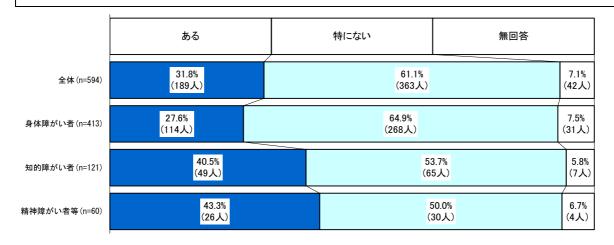


現在一般就労をしている人、または一般就労を希望する人に一般就労に必要なことについてたずねたところ、「障がいや病状に応じた勤務体制」が34.2%でもっとも多く、次いで「自分に合った仕事や求人情報」(31.6%)、「自分に合った仕事を見つける支援」、「障がいについての職場の理解促進」(それぞれ29.1%)などとなっています。



⑥ 地域で暮らすことについて

問 15-2 〈将来地域で暮らしたいと回答した方におたずねします。〉 地域で生活することに不安や悩みはありますか。(1つに〇をつけてください)



地域で生活することを希望する人に、不安や悩みがあるかについてたずねたところ、全体の31.8%が「ある」と回答しています。この傾向は身体障がい者(27.6%)よりも知的障がい者(40.5%)、精神障がい者等(43.3%)で高くなっています。

● 具体的な内容

不安や悩みが「ある」と回答した人に具体的な内容を自由に記入してもらったところ、以下のような回答が寄せられました。

主な内容	件数
・介助者・家族の健康や負担が心配だ	19
・経済的な不安がある	13
・障がい者への理解不足	11
・身のまわりの人が高齢化している	8
・移動手段がない	7
・買い物等が不便である	6
・急病時の対応や、医療機関を充実してほしい	6
・介助者・家族との関係に不安	6
・障がいの内容により困ることがある	5
・障がい者向けの施設・サービスが少ない	5
・ひとり暮らしに不安がある	4
・災害時の対応に不安がある	4
- 草刈りができない	3
・今後の自分のあり方に自信がもてない	3
・就労の場の確保	2
・その他	11



4 障がい者を取り巻く状況からの課題

富津市の障がい者を取り巻く状況からは次のような課題がうかがえます。

(1) 対人口比にみる障がい者数の増加から見える課題

市の総人口は以下のように減少の傾向が見られます。

±0.10	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
市の人口	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)
人口	49, 464	48, 968	48, 482	48, 100	47, 700	47, 300

[※]人口は各年10月1日時点での住民基本台帳記載人口。

これに対して、障がい者数は各手帳や受給者証の取得者数からも分かるとおり、増加の傾向が見られます。つまり人口に対する障がい者の割合が増えていることがわかります。また、障がい者の高齢化や、高齢者における障がいの発生、またもっとも身近な支援者となり得る近親者の高齢化もすすみ、いわゆる"親亡き後"の障がいのある人の自立した生活に対する不安の声は多くなっています。アンケートにおいても、地域で暮らす不安が寄せられており、大きな課題となっています。この課題に対しては、居住の場の確保など必要に応じた対応が求められます。

(2) 自立した生活に向けての課題

障害者自立支援法が求める障がいのある人が地域で自立した暮らしを進めるために、自立した生活に向けての課題も見られます。アンケート調査からは、就労について、障がいの持つ特性や状況を理解した仕事の提供や就労のあり方についての意向が多く見られます。また、実際に地域で暮らすことになった際には、生活を支障なく送れるか不安であるとの回答も多く寄せられています。この課題に対しては、就労に結びついていくような日中活動の場の充実を通して、また、地域の中でも気軽に安心して相談できる場所づくりなどを通して実現していくことが求められます。

(3) 障がい福祉サービスの周知の課題

障害者自立支援法が定める障がい福祉サービスについては、それぞれのサービスを利用できる対象者を定めているため、利用率はさほど高くありませんが、一方で、アンケートからはどういうサービスか、よく分からない、というサービスの認知度が十分でないとの回答が見られました。また、潜在的なニーズについても一定の回答が見られます。この課題に対しては、希望するサービスを適切に利用できるよう、今後も様々な手段を通して市民に分かりやすく伝えることが求められます。



第3章 「障がい福祉サービス」の内容



第3章 障がい福祉サービスの内容

1 障害者自立支援法がめざす方向

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3 つの基本的理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

障害者自立支援法がめざす理念・目標

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度別を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障がい福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、 従来、身体障がい、知的障がい及び精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた 制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービス の充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障が い福祉サービスの均等化を図る。

(3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

(厚生労働省資料より抜粋)



2 障がい福祉サービスの概要

障害者自立支援法においては、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」が定められており、さらに、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。

【障がい福祉サービスの一覧】

〇 訪問系サービス

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護 (新サービス)

〇 日中活動系サービス

生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・雇用型) 就労継続支援(B型・非雇用型) 療養介護 短期入所(ショートステイ)

〇 居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム) 施設入所支援

〇 地域生活支援事業

<必須事業>

相談支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 成年後見制度利用支援事業

<任意事業>

生活ホーム事業 知的障害者職親委託制度事業 日中一時支援事業 社会参加促進事業

◆ 児童デイサービスについて

第2期までの障害福祉計画においては、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある 18 歳未満の障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行う『児童デイサービス』が行われてきました。

しかし、平成24年4月の障害者自立支援法改正に伴い、児童デイサービスについては本計画開始時点から、児童福祉法のもと「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」として制度化され、実施されることになりました。



3 障がい福祉サービスの給付実績と今後の見込み

(1)訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

〇 居宅介護(ホームヘルプ)

障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家 事援助を行います。

<対象者>…障がい者(障がい程度区分1以上)

〇 重度訪問介護

障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

<対象者>…重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人 (障がい程度区分4以上)

〇 行動援護

障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

<対象者>…知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障がい程度区分3以上)

〇 重度障害者等包括支援

対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された 個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、行動援護、 短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

- <対象者>…常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 (障がい程度区分6)
 - ①四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ALS 患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・最重度の 知的障がい者
 - ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者

〇 同行援護

平成23年10月から始まった新しいサービスです。重度視覚障がい(児)者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

<対象者>…重度の視覚障がい者



② 第2期の実績

第2期(平成21年度~平成22年度)における訪問系サービスの利用実績をみると、 居宅介護では、平成21年度以降、利用時間、実利用人数共に見込量を大きく上回っており、時間では平成22年度で156%と当初見込みの約1.6倍に達しています。 居宅介護以外のサービスについては、見込値を下回る結果となっています。

区分	単位	平	成 21 年	度	平	成 22 年	度	平	成 23 年	度
	単位	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
① 居宅介護	時間	1, 281	878	145. 9%	1, 441	924	156. 0%	1, 677	973	172. 4%
(実利用人数)	人	59	53	111. 3%	67	56	119. 6%	69	59	116. 9%
② 重度訪問介護	時間	0	0	-	0	10	0.0%	0	20	0.0%
(実利用人数)	人	0	0	ı	0	1	0. 0%	0	2	0.0%
③ 行動援護	時間	13	23	56. 5%	11	46	23. 9%	11	69	15. 9%
(実利用人数)	人	1	1	100.0%	1	2	50.0%	1	3	33. 3%
④ 重度障害者 等包括支援	時間	0	-	-	0	-	1	0	-	1
(実利用人数)	人	0	-	ı	0	-	-	0	-	_
⑤ 同行援護	時間							55	-	_
(実利用人数)	人							5	-	_

- ※各年度の利用時間数、実利用人数は、1 か月当たりの平均値。このため、合計値は 小数点以下を省略しており、必ずしも一致しません。
- ※現段階では、平成23年度の年度途中であるため、平成23年12月利用分までの実績値を元に見込みを計上しています。以下、同様。

③ 第3期の見込み

○ 居宅介護(ホームヘルプサービス)

「居宅介護」(ホームヘルプサービス)では、第2期での利用実績をふまえつつ、今後の施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活への移行を考慮し、サービスの量的な拡大をめざします。

○ 重度訪問介護

「重度訪問介護」では、平成 23 年度までの利用実績がなく、受入れ先確保の問題もあることから今後の利用ニーズを見極めて対応します。



〇 行動援護

「行動援護」では、今後、施設や医療機関からの地域生活移行者の利用を的確に見込んだ量的な確保を図ります。

○ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」では、他の居宅サービスとの並行利用が制度上できないほか、受け皿確保の問題もあってこれまでも利用実績がないことから、 今後、利用ニーズを見極めた提供体制を検討するものとします。

〇 同行援護

「同行援護」では、平成23年10月から開始された新たなサービスであり、 移動支援のうち、視覚に重度の障がいのある人の利用が見込まれるため、今後、 利用ニーズを見極めて対応します。

		単位		第3期見込	
		中世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 居宅介護	利用見込量	時間/月	1, 748	1, 808	1, 879
① 冶七月設	利用見込者数	人/月	76	82	89
② 重度訪問介護	利用見込量	時間/月	0	0	0
2 主及切问介语	利用見込者数	人/月	0	0	0
③ 行動援護	利用見込量	時間/月	12	12	12
〇 11到1及65	利用見込者数	人/月	1	1	1
④ 重度障害者等	利用見込量	時間/月	0	0	0
包括支援	利用見込者数	人/月	0	0	0
⑤ 同行援護	利用見込量	時間/月	100	125	150
❷ №1111及6支	利用見込者数	人/月	8	10	12

④ 訪問系サービスの今後の方策

障がいのため日常生活を営むのに支障がある身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい(児)者、発達障がい(児)者が在宅生活を維持できるよう、必要とされるサービスの量的な拡大とともに、障がい種別に関わらず対応できるサービスの質的向上を図るため、利用者ニーズの的確な把握に努めながら、事業者との継続的な協議や継続的な指導・助言等に努めます。

また、今後の入所者・入院者等の地域移行・地域定着の進行を踏まえ、利用ニーズの的確な把握に努めます。



(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの内容

〇 生活介護

地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や 入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。 <対象者>…常に介護を必要とする人で、

- ① 49歳以下の場合は、障がい程度区分3以上(施設入所は区分4以上)
- ② 50歳以上の場合は、障がい程度区分2以上(施設入所は区分3以上)

〇 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援 等を行います。

- <対象者>…①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行 を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維 持・回復などの支援が必要な人
 - ②特別支援学校等を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定

〇 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家 事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行い ます。

- <対象者>…①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行 を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
 - ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定 している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向 上などの支援が必要な人
 - ※利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の 利用期間を設定

〇 就労移行支援

一般企業等への就労移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

<対象者>…一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、 知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場 への就労等が見込まれる65歳未満の人

※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定



〇 就労継続支援(A型)

通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

- <対象者>…就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を 図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始 時に65歳未満)
 - ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
 - ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等 の雇用に結びつかなかった人
 - ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

〇 就労継続支援(B型)

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

- <対象者>…就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかないなど、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人
 - ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力 面で雇用されることが困難となった人
 - ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用 に結びつかなかった人
 - ③50歳に達している人
 - ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型) の利用が困難と判断された人

〇 療養介護

医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の 介護や日常生活上の相談支援等を行います。

- <対象者>…医療機関への長期入院により、医療に加え常に介護を必要とする 人で、
 - ① ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分 6
 - ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい程度区分5以上

〇 短期入所(ショートステイ)

障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護 や日常生活上の支援を行います。

- <対象者>…居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者 (障がい程度区分1以上)
 - ◆ 児童デイサービスについては、25ページ参照。



② 第2期の実績

日中活動系サービスの実績を見ると、利用者数が少ないことや、旧体系サービス提供からの移行などの要因から、急激な伸びが見られるサービスがいくつか見られます。 第3期においては、すべてのサービスが新体系へと移行してスタートするため、急激な利用の伸びがおきる可能性は少ないですが、就労支援関係サービスにおいては、 今後、障がいのある人が地域で暮らしていくための要のサービスとなるため、十分な見込み量を設定することが必要です。

区分	単位	7	平成 21 年	度	म	² 成 22 年	度	म्	成 23 年	度
	単位	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
① 生活介護	人日	883	588	150. 2%	1, 725	672	256. 7%	1, 987	2, 352	84. 5%
(実利用人数)	人	44	28	157. 1%	88	32	275. 0%	97	112	86.6%
② 自立訓練 (機能訓練)	人日	17	0	1	17	21	81.0%	8	21	38. 1%
(実利用人数)	人	1	0	_	1	1	100.0%	1	1	100.0%
③ 自立訓練 (生活訓練)	人日	25	18	138. 9%	31	42	73. 8%	43	63	68. 3%
(実利用人数)	人	2	1	200.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%
④ 就労移行支援	人日	11	0	_	52	21	247. 6%	122	21	581.0%
(実利用人数)	人	1	0	-	3	1	300.0%	8	1	800.0%
⑤ 就労継続支援 (A型)	人日	8	0	1	21	21	100. 0%	23	21	109. 5%
(実利用人数)	人	1	0	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%
⑥ 就労継続支援 (B型)	人日	96	56	171. 4%	551	80	688. 8%	632	100	632. 0%
(実利用人数)	人	7	7	100.0%	32	8	400.0%	36	10	360.0%
⑦ 療養介護	人	0	0	_	0	1	0. 0%	1	1	100.0%
⑧ 短期入所	人日	125	135	92. 6%	122	146	83. 6%	149	159	93. 7%
(実利用人数)	人	14	22	63.6%	16	24	66. 7%	18	26	69. 2%
⑨ 児童デイサー ビス	人日	293	279	105. 0%	305	288	105. 9%	307	315	97. 5%
(実利用人数)	人	23	31	74. 2%	25	32	78. 1%	23	35	65. 7%



③ 第3期の見込み

〇 生活介護

「生活介護」では、第2期での利用増や平成23年度までの旧法施設の新体系施設への移行分を勘案し、また家族介助者の負担軽減を図る上からも適切な量的確保に取り組んでいきます。

○ 自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」では、今後、入所施設・病院からの退所・退院者が地域生活へ円滑に移行し、安心できる継続的な暮らしを確保していく上で不可欠である一方、実施事業所の確保の難しさなどの課題もあり、利用意向に適切に対応できるようサービス提供体制を確保します。

○ 自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」では、現行での利用実績分の確保に努め、今後の 入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校からの卒業者等の地域生活 への円滑な移行や地域生活の維持のためには、生活能力の維持・向上などの支 援が不可欠であり、利用意向に適切に対応できるようサービス提供体制を確保 します。

〇 就労移行支援

「就労移行支援」では、県内でもこのサービス提供先は限定されるなど、実施事業所の確保の難しさなどの課題もあり、県や周辺自治体の事業所などとも協力・調整に努め、利用意向に適切に対応できるようサービス提供体制を確保します。

○ 就労継続支援(A型)

「就労継続支援 (A型)」も同様に、県内でもこのサービス提供先は限定されるなど、実施事業所の確保の難しさなどの課題もあり、県や周辺自治体の事業所などとも協力・調整に努め、利用意向に適切に対応できるようサービス提供体制を確保します。

○ 就労継続支援(B型)

「就労継続支援(B型)」は、就労を目指した、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などが、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される人が一般就労できるよう、量的な拡大を図ります。

療養介護

「療養介護」では、必要なサービスが提供できるよう量的確保について今後 の利用ニーズを踏まえ検討します。



○ 短期入所(ショートステイ)

「短期入所(ショートステイ)」は、居宅において、その介護を行う人の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な対応を行います。今後もこれまでの利用動向を適切に踏まえた見込利用量を設定します。

	_	出仕		第3期見込	
		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 生活介護	利用見込量	日/月	2, 503	3, 033	3, 571
① 工冶기设	利用見込者数	人/月	123	148	175
② 自立訓練	利用見込量	日/月	21	21	21
(機能訓練)	利用見込者数	人/月	1	1	1
③ 自立訓練	利用見込量	日/月	63	63	63
(生活訓練)	利用見込者数	人/月	3	3	3
4 就労移行支援	利用見込量	日/月	209	253	313
4 机力移门又接	利用見込者数	人/月	14	17	21
⑤ 就労継続支援	利用見込量	日/月	23	23	23
(A型)	利用見込者数	人/月	1	1	1
⑥ 就労継続支援	利用見込量	日/月	1, 034	1, 079	1, 109
(B型)	利用見込者数	人/月	69	72	74
⑦ 療養介護	利用見込者数	人/月	1	1	1
8 短期入所	利用見込量	日/月	158	163	168
© \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	利用見込者数	人/月	18	18	19

④ 日中活動系サービスの今後の方策

適切な情報提供により事業への新規参入を促し、就労移行支援、就労継続支援といった就労関係サービスを中心に充実を図ります。

在宅の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭などにより、障がい(児)者を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保や、障がい者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実に努め、在宅生活の支援に努めます。



(3)居住系サービス

① 居住系サービスの内容

〇 共同生活援助(グループホーム)

家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

<対象者>…就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人

〇 共同生活介護(ケアホーム)

家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

<対象者>…生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする人(障がい程度区分2以上)

〇 施設入所支援

夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

- <対象者>…①生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の人 (50歳以上の場合は区分3以上)
 - ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の 状況等により通所することが困難な人
 - ※ 自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定

② 第2期の実績

共同生活介護(ケアホーム)では、毎年計画値を上回る利用実績があります。共同生活援助(グループホーム)の利用は、第2期で利用が伸びるとの見込みに対し、施設整備等の遅れから利用自体の伸びはあまり見られていません。また、施設入所支援についても推計段階では平成23年度には大きな伸びが予想されましたが現状ではそこまでの利用とはなっておりません。



区分	単	平	成 21 年	度	平成 22 年度				平成 23 年度		
区分	位	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
① 共同生活介護 (ケアホーム)	人	23	20	115. 0%	30	25	120. 0%	34	30	113. 3%	
② 共同生活援助 (グループホーム)	人	13	9	144. 4%	14	15	93. 3%	15	17	88. 2%	
③ 施設入所支援	人	26	20	130. 0%	37	24	154. 2%	44	112	39. 3%	

③ 第3期の見込み

今後とも障がい者の高齢化や今後の福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域 生活への移行促進を考慮し、地域生活の基盤となるこれら施設の新規整備を促進して いくことが必要です。

グループホームは、利用対象者の範囲が広いことから、施設等からの地域移行者も 含め、今後の利用ニーズを的確に把握しながら必要な量的確保を図ります。「施設入 所支援」については、新サービスに全て移行する今期においては、引き続き、夜間に おける介護や日常生活上の相談支援として高いニーズが予想されるため、実績に基づ き、十分な量を見込む必要があります。

	単位	第3期見込					
	中 拉	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
① 共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	37	43	49			
② 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	18	20			
③ 施設入所支援	人/月	56	56	56			

④ 居住系サービスの今後の方策

障がい者の高齢化の進行や今後の福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行促進を考慮したとき、地域生活の維持や地域生活への移行を進めるための環境づくりとして共同生活介護、共同生活援助は不可欠であり、施設・事業者との協議を密にし、事業の取組み(参入)を促します。



(4) 指定相談支援

第3期より、指定相談支援として、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応の相談等支援を行う「地域定着支援」の3つが実施されます。

① 指定相談支援の内容

〇 計画相談支援

障がい福祉サービス、地域相談支援(「地域移行支援」及び「地域定着支援」)を利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、支援を行います。

〇 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障がいの ある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。

〇 地域定着支援

施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居からひとり暮らしを 始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

② 第3期の見込み

	単位		第3期見込						
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度					
計画相談支援	人/年	150	260	370					
地域移行支援	人/年	1	2	4					
地域定着支援	人/年	1	1	2					

③ 指定相談支援の今後の方策

計画相談支援については、すべての障がい福祉サービス利用者に作成することになるため、事業者等との協議を密にし、事業への積極的な取組み(参入)を促します。また、地域移行支援・地域定着支援については、富津市を地域として暮らすことを望みながら市外の施設にいる障がい者の存在なども考慮し、千葉県や近隣の施設等と連携するなど、サービスの適切な実施を目指します。



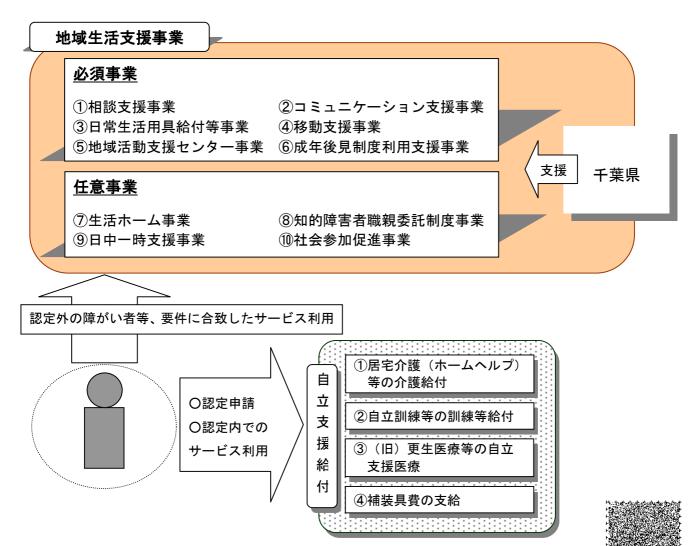
4 地域生活支援事業

(1) 第3期における地域生活支援事業の実施方針

地域生活支援事業とは、障害者自立支援法の施行によって創設された事業で、市や 県が主体となって地域の実情や利用者のニーズ等に応じて柔軟に実施するものです。 こうした事業の主旨・目的を踏まえ、本市では、必須事業である「相談支援事業」 「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域 活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」の6事業に加え、任意事業と して「生活ホーム事業」「知的障害者職親委託制度事業」「日中一時支援事業」「社会 参加促進事業」の4事業を組み合わせて、障がい者に対する効果的な日常生活の支援 に努めてきました。

第3期においてもこれら事業を継続的に実施するものとし、支援を必要とする障がい者が必要な事業を選択し利用できるよう、量的な充足を目指すとともに、利用しやすさに配慮した事業運営を進めます。

なお、今後の新たなニーズや課題に柔軟に対応できるよう、必要に応じ事業内容や 実施体制について随時検討していきます。



(2) 相談支援事業(必須事業)

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者や家族、介護(介助・支援)を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利 擁護のための必要な援助等を実施します。

〇 障害者相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

〇 地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障がい者等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすものとして設置します。

<第2期の実績>

区分単位		2	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
区分	中世	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
障害者相談支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	
地域自立支援協議会	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	

			第 3 期見込				
		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
基幹相談支援事業所		箇所	0	1	1		
障害者相談支援 事業	一般相談支援事業所	箇所	2	2	2		
学 术	特定相談支援事業所	箇所	10	11	12		
地域自立支援協議	会	箇所	1	1	1		



(3) コミュニケーション支援事業(必須事業)

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、その他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。また、聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人の外出、社会参加を支援していきます。

<第2期の実績>

区分単位		3	平成 21 年度			F成 22 年	度	<u>z</u>	平成 23 年度		
区分	中世	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
	件/年	28	-	-	45	-	-	37	-	_	
手話通訳者派遣事業	人/年	3	7	42. 9%	6	8	75. 0%	9	8	112. 5 %	
要約筆記者派遣事業	件/年	0	-	-	0	-	-	0	-	_	
安心手心召派追事未	人/年	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%	

	単位	第 3 期見込				
	半位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
手話通訳者派遣事業	件/年	46	54	62		
于品 进 机名	人/年	10	11	12		
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	1		
安心 半	件/年	0	0	1		



(4) 日常生活用具給付等事業(必須事業)

重度の障がいのある人に対して、障がいの種類、程度に応じて、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。

<第2期の実績>

区分	単位	平	成 21 年	度	平	成 22 年	度	<u> </u>	成 23 年	变
	半四	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
① 介護・訓練支援用具	件/月	1	2	50.0%	1	2	50. 0%	2	2	100. 0%
② 自立生活支援 用具	件/月	2	3	66. 7%	1	3	33. 3%	2	3	66. 7%
③ 在宅療養等支 援用具	件/月	1	1	100.0%	2	1	200.0%	2	1	200. 0%
④ 情報・意志疎 通支援用具	件/月	2	3	66. 7%	2	3	66. 7%	1	3	33. 3%
⑤ 居宅生活動作 補助用具(住 宅改修費)	件/月	1	1	100. 0%	1	1	100. 0%	1	1	100. 0%
⑥ 排泄管理支援 用具	件/月	75	60	125. 0%	82	75	109. 3%	93	90	103. 3%
合計件数	件/月	82	70	117. 1%	89	85	104. 7%	101	100	101.0%

	単位	第 3 期見込				
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
① 介護・訓練支援用具	件/月	2	2	3		
② 自立生活支援用具	件/月	2	2	3		
③ 在宅療養等支援用具	件/月	2	2	3		
④ 情報·意志疎通支援用具	件/月	2	2	3		
⑤ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/月	1	1	2		
⑥ 排泄管理支援用具	件/月	100	107	114		
合計件数	件/月	109	116	128		



(5)移動支援事業(必須事業)

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、第3期においては、重度視覚障がい者の利用の多くが新しくサービスとしてスタートする同行援護にて実施されることから、その点を含めた見込みを設定します。

<第2期の実績>

	平成 21 年度			平	平成 22 年度			平成 23 年度			
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率		
(時間/月)	399	260	153. 5%	468	265	176. 6%	453	270	167. 8%		
(人/月)	36	52	69. 2%	35	53	66. 0%	32	54	59.3%		

	単位	第 3 期見込					
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
延利用時間数	時間/月	480	607	737			
実利用人数	人/月	37	47	56			



(6) 地域活動支援センター事業(必須事業)

障がいのある人に対する創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施します。現在、市内にはⅠ型事業及びⅢ型事業を実施する事業所はなく、他市に所在する事業所を利用しています。

① 地域活動支援センター I 型事業

医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

② 地域活動支援センターⅡ型事業

地域において雇用又は就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

③ 地域活動支援センターⅢ型事業

地域の障がい者等のための援護対策として通所による生活訓練、作業訓練を実施します。

<第2期の実績>

区分	分 単位 平成 2			度	平	平成 22 年度			平成 23 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率		
① I型	人/月	2	7	28. 6%	7	8	87. 5%	7	9	77. 8%	
U 1 ±	箇所	0	-	-	0	1	-	0	-	_	
② Ⅱ型	人/月	36	37	97. 3%	17	40	42. 5%	14	45	31. 1%	
Z 11 ±	箇所	3	_	_	2	1	_	2	-	_	
③ Ⅲ型	人/月	15	10	150. 0%	16	26	61.5%	9	32	28. 1%	
<u>о</u> ш <u>т</u>	箇所	1	_	_	1	-	_	0	_	_	

				第 3 期見込				
		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
	① I型	人/月	7	7	8			
		箇所	0	0	0			
┃ ┃ 地域活動支援センター	② Ⅱ型	人/月	15	16	17			
地域沿到又版センター	Z 11 ±	箇所	2	2	2			
	③ Ⅲ型	人/月	9	9	10			
	<u> э</u> <u>ш</u> <u>ж</u>	箇所	0	0	0			



(7) 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

<第3期の見込み>

	出任	第 3 期見込				
	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
実利用人数	人/年	1	1	1		

(8) 任意事業

本市では実情や利用者ニーズに対応し、次のような任意事業を実施しており、今後も地域の実情やニーズに合わせて事業の実施を検討します。

① 生活ホーム事業

心身に障がいを持つ人で、自立した生活を望みながらも、さまざまな事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、同居あるいは近隣に居住している世話人が、日常的な生活援助を行います。

<第2期の実績>

	平成 21 年度			म्	平成 22 年度			平成 23 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
(人/月)	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
(人/月)	ı		%	ı	1	%	ı	•	%	

	単位	第3期見込				
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
実利用人数	人/月	1	1	1		



② 知的障害者職親委託制度事業

知的障がい者を、一定期間事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び 技能習得訓練を行います。

<第2期の実績>

	平成 21 年度			平	平成 22 年度			平成 23 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
(人/月)	3	3	100.0	2	3	66. 7	3	3	100.0	
			%			%			%	

<第3期の見込み>

	単位	第3期見込				
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
実利用人数	人/月	3	3	3		

③ 日中一時支援事業

家族が緊急な理由等により、障がい者を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。

<第2期の実績>

区分	単位	平	平成 21 年度		平成 22 年度			平成 23 年度		
	半世	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
月間利用回数	回/月	72	83	86. 7%	164	90	182. 2%	261	90	290.0%
月間利用人数	人/月	12	23	52. 2%	26	25	104. 0%	37	25	148.0%

	単位	第 3 期見込				
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
月間利用回数	回/月	278	323	369		
月間利用人数	人/月	43	50	57		



④ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室、手話奉仕員養成講習会、福祉タクシー利用 助成券交付事業等、障がい者の社会参加を促進する事業です。

<第2期の実績>

区分	出任	単位 平		² 成 21 年度		平成 22 年度			平成 23 年度		
	単位	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	
① 手話奉仕員養成研修事業	件/年	91	16	568. 8%	140	24	583. 3%	218	24	908.3%	
② 福祉タクシー 利用助成事業	件/年	714	1, 150	62. 1%	690	1, 150	60. 0%	536	1, 150	46. 6%	
③ 障がい者自動 車改造費助成	件/年	1	2	50. 0%	1	2	50. 0%	0	2	0.0%	
④ 障がい者運転 免許取得費助 成	件/年	0	2	0. 0%	0	2	0. 0%	1	2	50. 0%	

	単位	第 3 期見込					
	半世	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
① 手話奉仕員養成研修事業	件/年	234	251	267			
② 福祉タクシー利用助成事業	件/年	742	770	798			
③ 障がい者自動車改造費助成	件/年	1	1	1			
④ 障がい者運転免許取得費助成	件/年	1	1	1			



第4章 地域生活移行等のために



第4章 地域生活移行等のために

1 地域生活移行等のための平成 26 年度に向けた目標

第2期までの障害福祉計画では、障がい者の地域生活支援のための将来像の目標として、国の策定指針に基づき「施設入所者の地域生活への移行」や「退院可能な精神障がい者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」にかかわる数値目標を設定し、これまでその達成に取り組んできました。

第3期においては、国や県の目標設定に基づきつつ、以下のような目標を設定します。

(1)「施設入所者の地域生活への移行」

「施設入所者の地域生活への移行」においては、国からは平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行すること、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する、との目標が示されました。これについて県からは、入所施設のあり方、また、障がいのある人の住まいのあり方も含めた地域移行モデル的展開を図る3年間として位置づけることから、削減することの目標は示さないとされました。これらを前提に、富津市では、各年ごとの退所者数などの実情を踏まえ、以下のように設定します。

【目 標】

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点 の入所者数	56 人	〇平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 23 年 10 月 1 日時点 の地域生活移行者数	7人	〇平成 23 年 10 月 1 日時点で、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数
【目標值】 地域生活移行者数	17 人 (≒30%)	〇施設入所からグループホーム・ケアホ ーム等へ移行した人の数



(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行について

第2期までの障害福祉計画においては、平成24年度までに「受け入れ条件が整え ば退院可能な精神障がい者」(以下「退院可能精神障がい者」という。)が退院する事 を目指し、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定してい ました。

第3期計画においては、「急性期の入院期間をさらに短期化し入院長期化を防止すること」「長期入院者の退院促進を進めること」という考え方から、「入院が1年未満の患者の退院数」、および入院が特に長期化している65歳以上のうち「5年以上入院している患者(主として統合失調症患者)の退院者数」が、新たな着眼点として国から提起されましたが、2つの着眼点に基づく対象者数は、都道府県においてそれぞれ見込み数を算出し、市町村ごとにその数が按分されることになるため、市町村においては第3期計画の「退院可能精神障がい者の減少」の目標は、「定めない」こととされました。

なお、目標値としての設定は行いませんが、富津市においては精神障がい者の専門 医療機関がないことなどから、県の「精神障害者地域移行支援事業」において、事業 の周知、受入条件や実施に際しての支援体制の充実等、円滑な実施に協力するなど連 携し、地域生活への移行を今後も継続して支援します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」においては、平成 17 年度に福祉施設から一般就労に移行した人の 4 倍を目標年度において一般就労に移行する、との目標が示されました。これまでの実績および本市の実情と、移行者数の大きな増加が実現できていないことを踏まえ、以下のように設定します。

【目 標】

項目	数値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	0人	〇平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数
平成 21 年度 一般就労移行者数	0人	〇平成 21 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数
平成 22 年度 一般就労移行者数	0人	〇平成 22 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	4 人 (≒4 倍)	〇平成 26 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する人の数





第5章 制度の円滑な運営のために



第5章 制度の円滑な運営のために

1 サービス提供の充実

(1) 支給決定の適正化・円滑化

障がい者の福祉サービスの必要性を的確かつ総合的に判定できるよう、今後の国に おける障害者自立支援法の見直しの結果を踏まえ、①障がい者の心身の状況(障がい 程度区分)、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・ 就労に関する評価を十分行い、適切な支給決定に努めます。

(2) サービス見込量に対応した提供体制の整備

各障がい福祉サービスの見込量に対応したサービス供給基盤整備を図るため、サービス事業者への的確な情報提供や指導・助言に努めるなど、事業者に対する側面的な支援を進め、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、県や圏域との調整・連携のもとに新規参入を促します。

また、サービス利用者の視点に立って、より質の高いサービスを選択できるよう、 県と連携し、事業者に関する利用者への情報提供とともに、サービス事業者に対して は人材の質的向上と新規確保に関する側面的な支援に努めます。



2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立

(1) 地域自立支援協議会の運営

本計画の的確な進行管理に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議や調整する必要が生じたり、サービス提供事業者単位では対応困難なケースに総合的に対応する必要性がある場合などのための総合調整の場として「地域自立支援協議会」について具備すべき機能や体制に関する具体的な検討を図り、これを核に地域全体で障がい者の自立生活を支援する体制を整備します。

● 地域自立支援協議会の基本機能

情報機能 …困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信

調整機能 …地域の関係機関等によるネットワークの構築

困難事例への対応のあり方に関する協議・調整

開 発 機能 …地域の社会資源の開発・改善

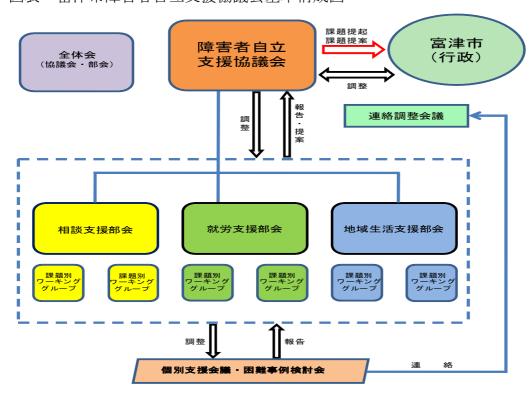
育 成 機能 …構成員の資質向上の場としての活用

権利擁護機能 …権利擁護に関する取組みの展開

評価機能 …中立・公平性を担保するため

計画策定機能 …障害福祉計画の策定及び進行管理

図表 富津市障害者自立支援協議会基本構成図





会議·部会名称		開催	協議・検討内容	構成
障害者自立支援協議会		〇年2回開催予定	○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ○障がい福祉サービスの円滑な実施に関すること。 ○地域における相談支援体制の整備に関すること。 ○その他、障がい福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること。	協議会委員
	相談支援部会	〇年2回開催予定 〇研修の実施	○関係機関等の情報交換及び活動報告に関すること ○個別相談支援を通じて、対応に苦慮した事例や処遇困難な事例検討・調整に関すること。 ○相談支援に関する地域課題の整理及び解決のための目標設定に関すること。 ○障がい福祉サービス利用に関する指定相談支援事業所の中立・公平性の確保及び評価に関すること。 ○その他、相談支援の円滑な実施に必要となる事項に関すること。	障害事業所・特別 支援学校・児童・特別 支援学校・児童生活動業 所・中・地域活動業 センター・出型事業 をでいる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と
部 会	就労支援部会	〇年2回開催予定 〇研修の実施	○就労困難者に対する就労システムの構築のための調査・研究に関すること。 ○関係機関のネットワークの構築に関すること。 ○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること。 ○その他、就労支援の円滑な実施に必要となる事項に関すること。	障害福祉サービス事業所・ハローワーク・ 中核地域生活支援センター・市関係各課
	地域生活支援部会	〇年2回開催予定 〇研修の実施	〇地域診断及び社会資源の開発のための調査・研究に関すること。 〇権利擁護に関する地域課題の調査と整理 〇地域生活支援のために必要となる事項の検討。	市社協・障害者団体・ 障害福祉サービス事 業所・指定相談支援事 業所・市関係各課
○年2回開催予定 全体会 ○研修の実施		0 1 = 177712 7 70	○各部会の活動報告 (部会の提案の実現、市への提議等の協議) ○次年度活動計画案の策定 (各部会の活動についての調整と指示)	協議会委員部会員
連絡調整会議 ○必要に応じて開催		〇必要に応じて開催	〇協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 ・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ・研修の企画、調整 ・市内社会資源状況の調査 ・会長から指示のあった事項の検討	会長・副会長・各部会 長・委託相談支援事業 所・中核地域生活支援 センター・社会福祉課

(2) 庁内関係部署の連携強化

本計画に基づく事業を円滑に実施するため、庁内関係部署による連携体制を確立し、 施策・事業の調整に努めます。

(3)国・県への意見・要望

現在、見直しが進められている障害者自立支援法について、見直し内容を十分検討し、必要に応じて本市の実情や課題に照らした意見・要望を行っていきます。



資料編



資料1 計画策定の経過

年月日	実施内容				
平成 23 年 6 月 29 日	いきいきふっつ障害福祉プラン第3期障害福祉計画策定業務 委託入札執行 落札業者 株式会社アイアールエス				
平成 23 年 7 月 5 日	いきいきふっつ障: 委託契約締結	害福祉プラン	第3期障害福	祉計画策定業務	
平成 23 年 7 月 27 日	いきいきふっつ障害	書福祉プラン	検討委員会委員	員委嘱	
平成 23 年 8 月 5 日	第1回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会開催 ・障害福祉計画の概要説明 ・アンケート調査の説明 ・今後のスケジュール説明				
平成 23 年 8 月 11 日	富津市障害者自立支援協議会「第1回障害福祉計画策定会議」 ・障害福祉計画の概要説明 ・アンケート調査の説明 ・今後のスケジュール説明				
平成 23 年 9 月 1 日	アンケート調査の	 実施			
~9月22日	送付回収回収率				
	身体障がい者	1,050 人	534 人	50.9%	
	知的障がい者	300 人	151 人	50.3%	
	精神障がい者等	150 人	71 人	47.3%	
	合 計	1,500 人	756 人	50.4%	
平成 23 年 12 月 8 日	第2回いきいきふ・	っつ障害福祉	プラン検討委員	員会開催	
	・アンケート調査結果について				
	・障害福祉計画の素案について				
平成 23 年 12 月 14 日	関係施設・関係団体アンケート調査の実施				
~平成 24 年 1 月 4 日		送付	回収	回収率	
	障がい者施設	35	29	82.9	
	障がい者団体	7	6	85.7	
	合 計	42	35	83.3	



平成 23 年 12 月 16 日	富津市障害者自立支援協議会「第2回障害福祉計画策定会議」 ・アンケート調査結果について ・障害福祉計画の素案について
平成 24 年 1 月 12 日	庁議 ・障害福祉計画(案)のパブリックコメント実施について
平成 24 年 1 月 16 日 ~2 月 6 日	パブリックコメント実施 ・意見 1 件
平成 24 年 2 月 10 日	第3回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会開催 ・パブリックコメント結果について ・障害福祉計画(最終案)について
平成 24 年 2 月 13 日	富津市障害者自立支援協議会「第3回障害福祉計画策定会議」 ・パブリックコメント結果について ・障害福祉計画(最終案)について ・市長への意見書(案)について
平成 24 年 2 月 23 日	庁議 ・パブリックコメント結果について ・障害福祉計画(最終案)について
平成 24 年 3 月 15 日	いきいきふっつ障害者プラン第3期障害福祉計画策定終了



資料 2 計画策定組織

1 富津市障害者自立支援協議会設置要綱

平成21年3月31日 告示第52号

(目的)

第1条 障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の10の 規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者自立支 援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
 - (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 医師代表
 - (2) 障害福祉サービス利用者代表
 - (3) 障害福祉サービス事業者代表
 - (4) 民生委員代表
 - (5) 関係教育機関の代表
 - (6) 関係行政機関の代表
- 3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、 部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
 - (いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱の廃止)
- 2 いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱(平成20年富津市告示第99号)は、廃止する。

2 富津市障害者自立支援協議会委員名簿

所属	職名	氏 名	備考
(社)薄光会「豊岡光生園」	施設長	多田 浩司	会長
(社)あすなろ会「どんぐりの郷」	施設長	渡邉 浩	副会長
中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」	センター長	西山 信男	委員
地域活動支援センター「ケアセンターさつき」	センター長	小川 武美	委員
県指定相談支援事業所「マザーハウスケアサービス」	所 長	亀卦川 明	委員
富津市民生委員児童委員協議会	会 長	小柴 貞雄	委員
(社)薄光会「太陽のしずく」	施設長	鳥居 博明	委員
(社)アルムの森	総施設長	本間 文子	委員
(社)ミッドナイトミッションのぞみ会「望みの門新生舎」	施設長	三橋 信康	委員
(医)三友会「三枝病院」	院長	三枝 奈芳紀	委員
(社医)同仁会「木更津病院」	副院長	関根 博	委員
(社医)さつき会「袖ケ浦さつき台病院」	院長	菊池 周一	委員
木更津公共職業安定所	統括職業指導官	山田 司	委員
君津健康福祉センター	センター長	中川 晃一郎	委員
君津児童相談所	所 長	蔦木 明彦	委員
君津特別支援学校	校 長	池田 弘	委員
富津市身体障害者福祉会	会 長	髙橋 正義	委員
富津市手をつなぐ育成会	会 長	渡辺 美佐代	委員
富津市社会福祉協議会	会長	磯部 健一	委員



3 いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討 を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。



(別表第3条関係)

4 いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会委員名簿

所 属	職名	氏 名	備考
健康福祉部	部 長	吉原 賢一	委員長
健康福祉部社会福祉課	課長	須山 康晴	副委員長
総務部総務防災課	課長	三富 薫	委 員
総務部行政管理課	次 長	鈴木 俊一	委 員
企画財政部企画政策課	課長	刈込 幹夫	委員
企画財政部財政課	課長	小泉 義行	委員
企画財政部情報課	課長	笹生 忠弘	委 員
健康福祉部児童家庭課	課長	鈴木 康夫	委員
健康福祉部介護福祉課	参 事	藤江 洋史	委 員
健康福祉部地域包括支援センター	所 長	一河 美喜子	委 員
健康福祉部健康づくり課	次 長	藤平 稔	委 員
健康福祉部国民健康保険課	課長	島田 守	委 員
建設部管理課	次 長	山田 幸輝	委 員
建設部建設課	課長	山﨑 正秀	委 員
建設部街づくり課	課長	髙梨 廣	委 員
消防本部総務課	課長	髙橋 進一	委 員
消防本部予防課	課長	髙島 弘光	委 員
教育部教育センター	所 長	川田 卓也	委 員
教育部生涯学習課	課長	小柴 晴雄	委 員

【事務局】

氏 名	所属及び職名
島津 太	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係長
平野 百合子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係副主査
福原 規之	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
羽山 大利	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係精神保健福祉士
能城 和也	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
石井 大輔	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
飯田 義洋	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
西野 雅則	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事



いきいきふっつ障害者プラン 第3期障害福祉計画 発行 平成24 年3 月

企画・編集 富津市役所 社会福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL: 0439-80-1260 FAX: 0439-80-1355

URL: http://www.city.futtsu.lg.jp/

